

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指
定

（県政情報・文書課）

一

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

（水産業振興課）

二

内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病に係る指示

二

○オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流の禁止

二

告 示

○宮城県告示第一号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、令和三年宮城県告示第二百四号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定）は、廃止する。

令和四年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

公益財団法人宮城県スポーツ協会

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

公益財団法人みやぎ農業振興公社

公益財団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

宮城県漁業信用基金協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

一般財団法人みやぎ建設総合センター

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

一般財団法人宮城県地域医療情報センター

公益財団法人宮城県精神保健福祉協会

公益財団法人宮城県トラック協会

宮城県中小企業団体中央会

公益財団法人宮城県観光連盟

公益財団法人宮城県国際経済振興協会

一般社団法人宮城県農業会議

公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、松島町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和四年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

令和四年一月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件の全てに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面

に遺棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示するものとする。

令和四年一月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを探捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

二 指示をする期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 指示をする区域

宮城県全域